

大阪市規則第10号

大阪市旅館業法の施行等に関する規則の一部を改正する規則

大阪市旅館業法の施行等に関する規則（平成16年大阪市規則第134号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（浴槽水の水質基準） 第13条 条例第9条第4号エの市規則で定める水質基準は、次のとおりとする。 〔(1)・(2) 略〕 (3) <u>大腸菌数</u>は、水1ミリリットル当たり1個以下であること 〔(4) 略〕 [2 略]	（浴槽水の水質基準） 第13条 〔同左〕 〔(1)・(2) 同左〕 (3) <u>大腸菌群数</u>は、水1ミリリットル当たり1個以下であること 〔(4) 同左〕 [2 同左]
備考 表中の〔 〕の記載は注記である。	

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。